2019年度山梨県臨床心理士会総会議事録等記録（役職以外の敬称略）

記録者：遠藤　清香

議事録署名人：小林真理子

三澤　知恵

日時：2019年6月29日（土）10:00～12:30

場所：山梨英和大学かえでホール

司会進行：小野綾子事務局長

1.　開会の言葉　小野事務局長

出席者33名、委任状77名、計110名、会員総数156名の過半数以上の参加と認め、会則第15条により定則数を満たしているため、総会成立とされた。

2.　会長挨拶　深澤孝之会長

深澤孝之会長より、公認心理師成立を受けて今後の本会のあり方を模索している、会員にとって、クライアントにとって、山梨県にとってよりよいあり方を検討したいと挨拶があった。

3.　議長選出

議長に佐野孝枝、記録者に遠藤清香、議事録署名人に小林真理子、三澤知恵が選出され、承認された。

4.　議事

(1)　2018年度事業報告

小野綾子事務局長、各委員会委員長あるいは代理者（研修：設樂友崇、学校臨床：深澤孝之、子育て支援：遠藤清香、被害者支援：比志真美、医療保健領域：清水善弘代理、産業領域：佐野孝枝、高齢者支援：三澤知恵、倫理：斎藤徳仁、福祉臨床発達：小林真理子）が資料に基づいて報告し、全て承認された。

(2)　2018年度会計・会計監査の報告

事務局会計班の代理として三澤知恵が2018年度会計について資料に基づいて報告し、その後、百瀬裕三監事、久保田梨央監事が、会計の適正性が確認された旨報告し、全て承認された。

(3) 2019年度事業計画案

事務局長及び各委員会委員長あるいは代理者が資料に基づき2019年度事業計画（案）を提案した。提案後、委員会活動としての勉強会の在り方について質疑がなされ、委員会活動の内容は、会員のニーズに基づいて決められるべきであるが、同時に、会員相互が連携して臨床心理士としての資質と技術の向上を図るものとなるべきであることが確認された。活動案については全て承認された。

(4) 2019年度予算案の審議

事務局会計班の代理として三澤知恵が2019年度予算案を提案し、承認された。

(5) その他

特になし。

5. 議長解任

6. 報告事項

(1) 一般社団法人日本臨床心理士会代議員から報告

吉川眞理代議員が、公認心理師発足による「日本臨床心理士会」の名称変更について、昨年度の代議員会において名称変更は否決されたこと、その後、日本臨床心理士会と事務局をほぼ同じにする形で「日本公認心理師協会」が設立されたこと、を報告した。

つづいて、設楽友崇代理が、各都道府県の臨床心理士会の名称変更について、資格更新研修の話題が本年度の代議員会で出されたと報告した。これまで、日本臨床心理士資格認定協会は、都道府県単位の臨床心理士会主催の研修会について第②類として資格更新ポイントを付与してきたが、今後、各都道府県の臨床心理士会が名称を「臨床心理士会」以外（例えば、公認心理師協会、公認心理師・臨床心理士協会等）に変更した場合、その会主催の研修については、第②類に認定されるとは限らない、とのことである。

7. 公認心理師創設に伴う山梨県臨床心理士会のあり方について意見交換

深澤孝之会長が、本会幹事会が作成した参考資料「団体名称変更に関する各都道府県の動向について」「山梨県臨床心理士会の今後のあり方と、それぞれの場合に考えられること」について説明した。その後、本会の名称変更の方向性、変更決定のプロセスに

ついて、総会参加者に意見を求めた。

参加者からは、臨床心理士ではない公認心理師との協働、将来のメリットに基づいた議論の必要性、臨床心理士数減少の可能性、臨床心理士の研修制度の意義、委員会として公認心理師と連携していく方向性、会員資格のあり方、各分野の公認心理師・臨床心理士の現状等について、意見が出された。

意見交換後、小野綾子事務局長が、名称変更については出された意見を踏まえて今後も幹事会で継続審議していく、会員からのさらなる意見をメール等でいただきたい、と話した。

意見交換で出された意見は以下のとおりである。

- 【臨床心理士ではない公認心理師との協働】公認心理師会は、臨床心理士資格を持たない公認心理師も対象となる。臨床心理士資格をもたない公認心理師の方が所属する団体とともに協議していくとよい。※この意見については、深澤会長が、幹事会としてもその方向を検討したが、現在、臨床心理士資格をもたない公認心理師は少数で連携が難しい、と補足した。
- 【将来のメリットに基づいた議論の必要性】現状のメリット・デメリットではなく、将来のメリット・デメリットに基づいて議論を進めたい。※この意見に対して、小野事務局長が名称変更に伴う将来のメリット・デメリットについては、まだ検討材料が少ないため、もう少し情報収集をしたいと補足した。
- 【臨床心理士数減少の可能性】臨床心理士は民間資格であり、公認心理師と比較すると、今後人数が減っていくことが考えられる。その点を踏まえつつ、臨床心理士を衰退させないような方向性を検討したい。
- 【臨床心理士の研修制度の意義】臨床心理士の資格更新制度は他の資格にはないものであり、大切にすべきである。
- 【委員会として公認心理師と連携していく方向性】本会の中に公認心理師と連携する委員会を立ち上げてはどうか。
- 【会員資格のあり方】仮に公認心理師・臨床心理士会となった場合、両方の資格をもつ会員を正会員、どちらかの場合は準会員、とするような仕組みを検討しているか。※この意見については、会長が、現段階では検討していないと返答した。
- 【各分野の公認心理師・臨床心理士の現状】
  - 医療：すでに、公認心理師のほうが臨床心理士より職を得やすい状況にある。
  - 医療：心理職自体が認知されていない現場もある。公認心理師という国家資格ができたことをきっかけに、心理職が活躍できる環境作りができればよい。
  - 福祉：福祉事業所では公認心理師加算が導入された。
  - 学校：学校心理士会では、公認心理師を基礎資格のようにとらえ、それに追加

されるものとして学校心理士の専門性があるととらえている。

- 産業：公認心理師はストレスチェックを行うことができる。しかし、実際にはそれを理由に公認心理師の雇用が臨床心理士を上回るという現状にはなっていない。

8. 新入会員紹介

５名の新入会会員が小野事務局長より紹介された。

9. 閉会の言葉　小野綾子事務局長

以上

上記内容に相違ないことを署名します。

2019年　6月　29日

会長　深沢孝之　印

議事録署名人　小林真理子　印

議事録署名人　三澤知恵　印